

議第 37 号

呉市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を  
改正する条例の制定について

呉市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

呉市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を  
改正する条例

呉市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和 41 年呉市条例第 51 号）の一部を次のように改正する。

第 15 条第 6 項中「，その者が退職の際勤務していた当該地方公営企業の事業を同法第 5 条第 1 項に規定する適用事業と」を削り，「高年齢継続被保険者」を「高年齢被保険者」に改め，同条第 8 項中「第 7 項」を「前項」に，「広域求職活動費」を「求職活動支援費」に改める。

付 則

この条例は，公布の日から施行する。

（提案理由）

雇用保険法の一部改正に伴い，関係規定の整理をするため，この条例案を提出する。